

詐欺 宅建 H01-03-1 《#779》

【問】正誤をつけよ。

A所有の土地が、AからB、BからCへと売り渡され、移転登記も完了している。Aは、Bにだまされて土地を売ったので、その売買契約を取り消した場合、そのことを善意でかつ過失がないCに対し対抗することができる。

【答え】誤り

《ポイント》 詐欺又は強迫 【★入門】

1 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

2 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り(悪意)、又は知ることができた(善意有過失)ときに限り、その意思表示を取り消すことができる。

⇒ 相手方が善意無過失のとき、取り消すことができない

3 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。(民法 96 条)

⇒ 善意無過失の第三者に対抗できない(取消前の第三者)